

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産・管理システム部会（令和8年度 第1回）
議事要旨

日時：令和8年4月21日（火）10：00～12：00
場所：中央合同庁舎3号館8階特別会議室（Web 併用）

＜委員からの主な発言＞

（1）品確法改正への対応（資料1）

- ・資料11ページの「賃金・労働時間等の実態把握」について、発注者、受注者、下請会社（注文者）、下請会社（使用者）と契約関係が多重化、重層化している中で、それぞれ労務費を明示した契約になっているのか。また、工事に変更があった場合、適正な賃金が支払われることを精算時にも担保できるのか。賃金がしっかりと適正に支払われる仕組みがビルトインされているのか伺いたい。
- ・今回は実態調査であり賃金が適正に支払われているかをまずは調べるのだと思うが、将来的には変更があった場合にも、一人一人に適正に支払われることが仕組みとして組み込まれていると、技能労働者も安心して仕事ができると思う。実態調査を踏まえて検討いただければと思う。
- ・資料14ページの「契約変更前の第三者による適正性チェックの手続き概要（試行）」について確認させていただきたい。もし設計が間違っていた場合は、黒のルート（通常の場合）と赤のルート（第三者がチェックする“大幅な増額変更等の場合”）のどちらが採用されるのか。原因は問わないのか。
- ・資料17ページの「参加者確認型随意契約方式の活用」について、一部の地方整備局発注工事においても実施しているとのことだが、具体的にどのような工事で実績があるのか教えていただきたい。

（2）総合評価ガイドライン・技術提案交渉方式ガイドラインの一部改定（資料2）

- ・資料7ページの猛暑対策について、猛暑時期に作業時間が短縮された場合、他の期間において時間外労働などを含めて作業時間が増えるのが必然だと思うが、図ではいずれの期間も短縮している。どのような仕事を想定しているのか。法定内時間も含めた「変動労働時間制」の導入について、建設業においてどのように対応する予定か教えていただきたい。
- ・国土交通省からのサポートもお願いしたい。
- ・資料17ページのリスク分担について、これは「設計・施工一括タイプ」だけの問題なのか。他のタイプでも同じような問題が発生するのではないかと思うが。
- ・「見積条件書として明確に」というのは、見積条件書というものが別にあって、さらに特記仕様書にも記載するという意味か。
- ・猛暑対策に関して、細かいところがまだ見えていないところがある。例えば、脱炭素化への取り組みとして温度が低い「中温化アスファルト」を使用して施工することが、結果的に作業員の猛暑対策にもなると考えている。現在のパッケージにはすぐ出てこないかもしれないが、様々な試行や評価を行い、使えるものは使っていただきたい。今後の取り組みとしてご検討いただきたい。
- ・資料5ページの賃上げ加点について、各社一生懸命賃上げを行っているが、目標（大企業3%以上、中小企業1.5%以上）を維持し続けるのは厳しいという声がある。この賃上げ加点措置はいつ終わるのか、見通し等についてコメントをいただくと有り難い。
- ・技術提案・交渉方式の制度運用が始まって10年が経過しているが、適用件数は横ばいの状況であり、地域差も見られる。今後の技術提案・交渉方式の適用件数について、概ね同程度で適正と考えているのか。技術提案・交渉方式の活用の仕方として今後も同じように考えていいのかどうか伺いたい。

- ・資料 13 ページの課題整理について、ピンク色で示されたものは長期の課題として検討を先送りされているが、議論できる部分もあるように見受けられる。これらの課題と適用件数の状況は関連しているように感じられるが、今後の取り扱いはどのように考えているのか。
- ・課題を具体的に見てみると、こんなことになっていていいのかというような課題も書かれている。趣旨を確認した上で、必要な対応を図る必要があると感じた。しっかり状況を確認した上で、今後の対応を考えていただきたい。

(3) 「完成等に必要に入札価格」での入札促進対策を加えたダンピング防止の取組（資料3）

- ・全般的にとってもよい取り組みだと思う。自由競争は、競争の前提が狂うと競争にならない。ルールを守ることで競争が成り立つ。競争すべきものと競争してはならないものの峻別が大事。労働者の権利や生活を守るという観点から、労働条件の基本的な部分は競争の対象にしてはいけない。今回のように、労働条件を競争の対象外とする方向性はとても良いと思っており、ぜひ続けていただきたい。
- ・予定価格と調査基準価格の範囲内において入札者が自ら施工できると判断し入札されている。結果的に調査基準価格に張り付いている。調査基準価格の当てっこと言われる。ランク分けされている事もあり、我が国の建設会社の能力はそんなに大きく差があるわけではなく。いまでも自由競争の中で条件を明示した上で入札をされていると思う。発注者の予定価格をもって契約をされているわけではない。その部分について何が変わったのかと思っている。これまでと違って、労働条件等を入札者が適切に構築して守っていくということであれば、いまでも労働基準法に適切に対応しながら見積っているのであるから、どう変わっていくのか詳しく教えていただきたい。
- ・年間 8 千件くらい発注されていると思うが、説明いただいた取組を行った場合に発注者の皆様の働き方改革はどのようになるのかという心配もある。発注者側と受注者側、業界の意見もよくすり合わせていただければと思う。
- ・予定価格は必要な人件費や労働時間、資材などや、その他の経費を積み上げて決定されて、これをもとに落札者決定の手続きが行われている。契約時には落札者が改めて実行予算を組み、発注者との協議の上で契約をする段取りとなっている。落札額がベースになるが、そこで予定価格と縁が切れるのではないかという考え方もある。そうであれば、工事の内容を変更したり、新しい工事を追加したりする場合に落札率を乗じているが、そういうことはやらなくてもいいのではないかと。人件費や資材高騰などで単価が変わると、スライドをやっていただき大変ありがたいが、それでも何%を超えればやる、ということもやらなくてもよくて、結果として、工事が終わったときに発注者がしっかりと支払い、請負側のサービスとならないようにしてもらいたい。コストプラスフィーという契約の方法もある。予定価格に拘るよりは最終的な精算額がしっかりと支払われる仕組みをつくってほしいと思うが、いかがか。
- ・予定価格を前提とした契約管理は、多くの工事や業務ではあまり問題にはなっていない。しかしながら、一部の工事において大きな変更があったり、条件が変わり構造物が変わったりしたときには、課題が顕在化してくるのではないかと思う。総価契約であるが、様々な変更手続き等を行っていただき、多くの工事では問題がない。ただし、金額や条件の変更が大きな工事や技術力を要する工事等で出てくる課題だと思うので、課題の対象物を見極めて検討を進めていただければと思う。
- ・資料 13 ページに示された論点はとても大事だと思う。論点の方向で進められることを応援したい。論点 3 の労務費の内訳明示に関して、重層下請け構造の中で技能労働者の実際の賃金支給実態を把握する必要があるが、ゼネコン側から聞いても本当の実態が出てくるか分からない。技能労働者の実際

の賃金の支給実態を把握するためには、発注者が技能労働者から直接データを集める等、別のチャンネルを持つ必要があるのではないか。

- 必要な歩掛（人工）については、建設会社のマネジメントによる生産性向上の工夫の余地である。歩掛（人工）については、あまり手を突っ込みすぎると工夫の余地がなくなるため、気を付けて運用していただきたい。
- 請負業者の立場から申し上げますと、技術提案に要する費用は無視できないほど大きく、場合によっては入札価格の10%を超えることもある。受注意欲から、無理して受注する状況が生じている。一部地方自治体や行政法人などにおいて、そのようなものを誘引するような技術提案がみられるので、そのあたりの規制をかけていただきたいが、いかがか。
- 調査基準価格に近い価格は評価点が高くなるというシステムである以上、調査基準価格に張り付くような価格が受注の確率が高い価格として正当化されているのが実情である。受注企業としては、受注のための価格提示と企業として利潤を確保するための適正な価格を両睨みでみている。国土交通省による詳細な調査において歩掛、単価、経費率を細かく調べた上で予定価格、調査基準価格を算出するプロセスを今後も引き続きまめに実施していただき、できるだけ調査基準価格と我々が考える「適正な入札価格（適正な労務単価、賃金、企業の利益を含んだもの）」がニアリーイコールになるような働きを継続していただきたい。
- 日本とオーストラリアの建設情報技術の普及過程の違いを調べている。日本は **i-Construction** の旗頭の下、まず **ICT** 活用工事普及に焦点を当てて **PDCA** サイクルを実施して、一定の目標達成後に初めて **BIM/CIM** を主役に抜擢した。一方、オーストラリアでは漠然と **BIM** から開始して多くの普及活動を市場に委ねている。戦略的・合理的な制度設計を行う日本を誇らしく感じている。
- **i-Con2.0** の中で **2040** 年までに生産性を **1.5** 倍に向上させるという高い目標を掲げているが、賃上げや週休 **2** 日の実施は好ましいものの、更なる生産性の向上が伴わなければ、工事価格の上昇と工期の長期化に留まってしまう。
- 今後の総合評価落札方式の一つの方向性は、入札者が発注者の顔色を窺うことなく、すなわち、調査基準価格を過度に心配せず、自らの創意工夫によって生産性向上を図り建設費用を低減する試みを後押しすることではないかと感じている。資料 **12** ページで合理的な施工を促すための **VE** 提案の試行が提案されているが、これは公正なコスト競争を実現するための画期的な提案であると思う。資料 **10** ページには、物的労働生産性が大幅に上昇した分任官工事の事例が紹介されている。この工法の現在の初期費用は高いと思われるものの、**ICT** 活用工事の普及と同様に、「生産性向上、提案、実施の技術的加点によって活用件数が増加して、初期費用低減とコスト有意性の発揮に繋がり、最終的に **VE** 提案制度によって入札提案が評価される」という流れを多くの技術で実現していくべきであると考えている。
- その制度基盤として、建設技能労働者に適正な賃金が支払われていることが不可欠である。真の働き方改革とは、技能労働者の方々が年間労働時間と年収への不安を持たないことだと思う。更なる生産性向上にはダンピングの心配がない公正な価格競争が不可欠であるが、それは創意工夫による時間競争だと思う。賃金が適正に支払われるという前提の下では、価格競争は時間競争に変換され、価格競争を時間競争に変換することが、生産性向上と働き方改革の両立に繋がるのではないかと考えている。公正な価格競争が実現する制度環境が整備されれば、創意工夫に満ちた入札提案が次々生まれるのではないかと期待している。資料 **3** の画期的な施策が総力を挙げて実施されることを期待する。
- 今回の取り組みも戦略的で、素晴らしいものであると思う。順調に進むことを願っている。

(4) 今後の総合評価の検討の方向性 (資料4)

- ・ 現行の総合評価落札方式では、工事の品質向上について説明いただいたような効果が限度なのではないかと思う。なぜなら技術提案評価型で新しい技術を導入するといっても、仕様書的には様々な技術基準の数値をクリアすればよく、更に良いものにしても何の得もない。技術提案を行う者は良いものを提案しようとするが、実態として必要な経費に見合わないものまで提案して落札しても受注者が持ち出しでしかないということがあり、「技術ダンピング」はしてはいけないこととなった。品質向上といいながら、競争の範囲は限られているのではないかと思う。また、施工能力評価型は提案を求めないため、これで品質を向上させることは難しい。一方で、新しい技術を導入していくことは公共工事でも必要なので、SI型や技術提案・交渉方式などを適切に適用できる工事であれば、積極的に適用し、適用件数が増えるような方向に進めていただければと思う。
- ・ 資料20ページの「成績が良い工事成果物は健全性が高いのか」について、成績と品質、健全性には、どのような関係があるのか。成績が良いということは品質が良いということにはならないのか。
- ・ ここでいっている「品質」は何を基準に確かめるのか。
- ・ そうであれば、発注者として「求める品質」を明らかにするのが大前提である。公共工事においては、発注時に品質があまり明示されていない気がしている。発注者として求める品質（耐久年数などの指標）を明らかにした上でないと、品質との関係性を分析するのは無理があるのではないか。
- ・ 総合評価は、価格競争一辺倒から品質の向上にも目を向けようとして導入されたものであり、一定の成果は出ていると思うが、一定の範囲で収束してしまう宿命にある気がしている。一定の範囲で収束した結果、さらに精緻な分析をしていくのか、それとも別のことを考えるのか。品質が一定に確保できるのであれば、あまり拘らずにいろいろ考えてみるのも良いと思う。
- ・ 過度な負担という点について、技術提案を評価する側も作る側も負担になっている部分があるのではないかと思う。先ほど成績とテーマの相関がうまく出なかったという説明があったが、成績の付け方に人によってムラがあるのではないか。決していい加減につけられているとは思わないが、誰がやっても同じ点数がつくのかということ少し疑問がある。更に工夫して、誰がやっても同じ成績がつくようになると、また違う傾向が出てきたりするのではないかと思う。なお、資料3の8ページの赤字部分の「努める」は「努めている」ではないかと思う。後ほど検討いただきたい。
- ・ 総合評価落札方式を全ての工事で実施するように運用を広げてきた中で、受発注者で負担しているコストが妥当なのか、得られている効果が適正か、もう一度考え直しても良いと思う。20年間やってきた総合評価を今後もやり続けるのがいいのか、もう一度考えるタイミングに来ていると思う。
- ・ メンテナンスでとても苦勞している。今の品質のままで良いのかについても問われていると思う。維持管理のコストと初期投資のコストのバランスが取れているか、仕様そのものが10年前と比べてどれだけ改善されているかを踏まえた上で、総合評価だけでなく、仕様書の作り方や契約の仕方も含めてよりよいものに見直す必要があるのではないかと、という問題提起がされていると受け止めている。
- ・ 次回、検討が進められた上で議論していただければと思う。

(5) プロジェクトCDEの検討状況 (資料5)

(6) 直轄工事における総合評価落札方式等の実施状況 (令和6年度実績) (資料6)

(7) 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」の実施状況 (資料7)

- ・ 特に意見なし

<全体を通じて>

- ・国土交通省では令和8年4月に「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」（座長：大森文彦弁護士・東洋大学法学部名誉教授）のとりまとめを公表した。災害があったときに誰が駆けつけて災害復旧を行ったり地域の発展を目指してインフラをつくっていくかということについて、労働力等の供給が非常に危ぶまれている中、こうした建設業政策は非常に重要であり、これからやっていくべきことだと思う。一方で、発注者がこれに対してどのように取り組んでいくのかという議論が必要だと思う。「今後の発注者のあり方に関する中間取りまとめ」を平成30年に取りまとめでから時が経ち、考え方も変わってきている。フォローアップを行い、アップデートしていただければと思う。国土交通省、地方公共団体、高速道路会社等も含めて、発注者として新たな取り組みも必要だと思う。検討いただければと思う。

以上